

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		敷地分割組合の設立の認可	
根拠法令及び条項		マンションの建替え等の円滑化に関する法律第168条第1項	
審査基準	☒ 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠:第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 審査基準が法令において具体的に規定されているため、審査基準の設定を要しない。 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第171条(認可の基準) 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	令和4年4月1日	審査基準 最終変更年月 日	年 月 日
標準処理期間	☐ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() ☒ 無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	まちなみ共創部 まちなみ整備課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

審査基準

マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 171 条(認可の基準)

都道府県知事等は、第百六十八条第一項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反するものでないこと。
- 二 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあっては、前条第三項に規定する都道府県知事等の命令を含む。）に違反するものでないこと。
- 三 敷地分割が特定要除却認定マンションの除却のために必要であること。
- 四 除却マンション敷地となるべき土地と非除却マンション敷地となるべき土地との境界線上に建物が存しないこと。
- 五 事業実施期間が適切なものであること。
- 六 当該敷地分割事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- 七 その他基本方針に照らして適切なものであること。